

◎新潟県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天水島東川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市松之山東川字中屋111番2から	新	5.6～16.3メートル	254.9メートル
同市松之山東川字和田282番1まで	旧	5.6～15.8メートル	255.9メートル